

佐賀県二級河川流域治水協議会

九州農政局における流域治水の取組について

令和4年3月

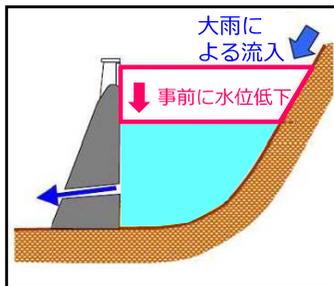
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。



〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

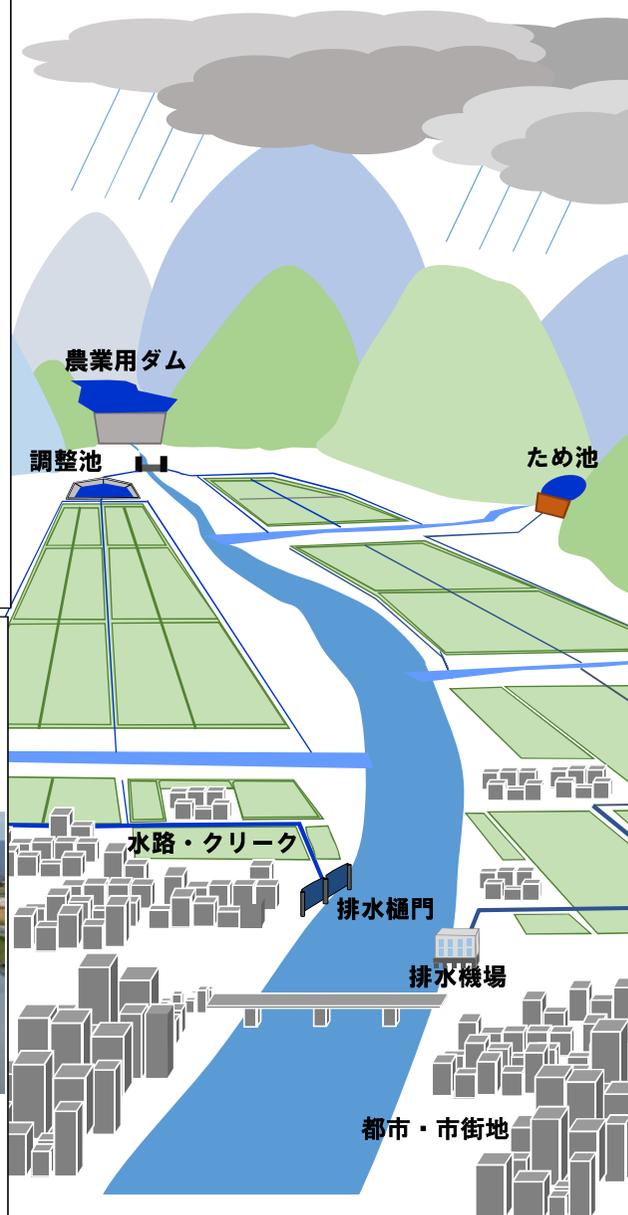
排水機場と周辺の市街地

水路・クリーク



【施設の整備等】

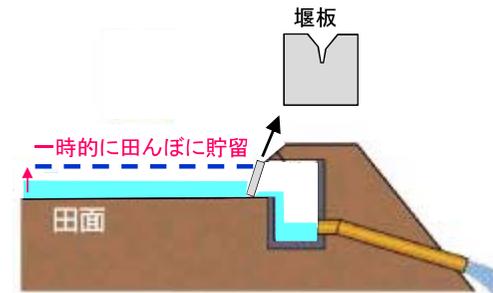
- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。

田んぼダム堰板の例

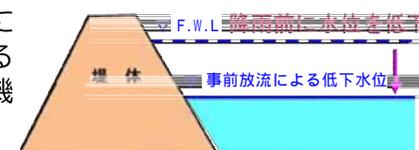


【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

スリット設置の例



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

農業農村整備事業における田んぼダムの取組の推進

<対策のポイント>

水田の洪水防止機能の発揮によって、河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、あらゆる関係者が流域全体で行う協働の取組である「流域治水」の一環として**水田の雨水貯留能力を高める田んぼダムの取組を推進**します。

<事業の内容>

1. 田んぼダムの導入に対する支援

<内容>

田んぼダムの導入を促進するため、調整活動や畦畔補強等を定額で支援。
【主な助成単価】 畦畔補強 14万円/100m、排水口整備 4万5千円/箇所

<対象事業>

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
 国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 田んぼダムの効果発現に向けた支援

<内容>

田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援。

<対象事業>

水利施設整備事業（流域治水推進型）

【事業要件】

- 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
- 一定割合以上の田んぼダムが導入済み又は導入見込みであること

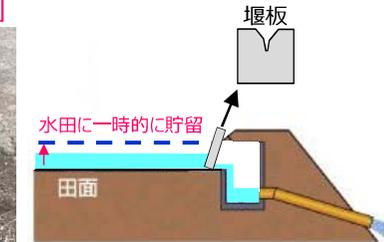
【対象地域】

- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

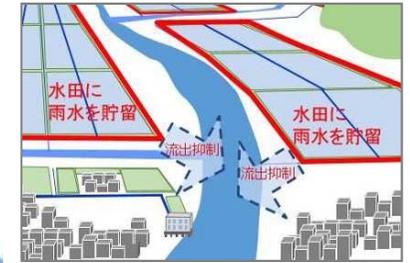
<事業イメージ>

田んぼダムの取組

田んぼダム堰板の例



堰板等を設置し、雨水を水田に一時的に貯留



水田に雨水を貯留し下流への流出を抑制

田んぼダムの導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ容易に雨水が流出



畦畔補強を支援



堅牢な畦畔により雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の調査・調整活動を支援



排水路の整備

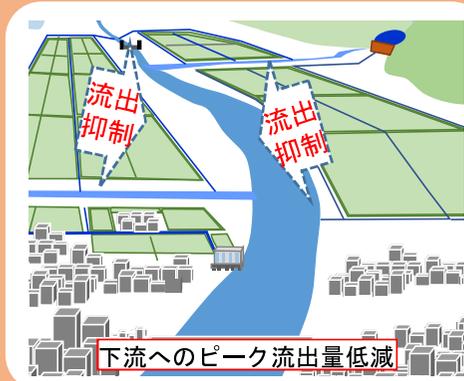


排水機場の整備

田んぼダムの事例

- 水田の排水口への堰板の設置等による流出抑制によって下流域の湛水被害リスクを低減
- 農業者が地域共同で取り組む「田んぼダム」の取組を農林水産省の多面的機能支払交付金により支援
- その他、「農業競争力強化農地整備」「農地中間管理機構関連農地整備」「国営農用地再編整備」「農地耕作条件改善」の4事業で、田んぼダム導入に係る調整活動の支援や畦畔補強等のハード面の支援

田んぼダムイメージ



下流に守るべき市街地等がある水田地帯で実施（農業者の協力必須）



福岡県における田んぼダムの現地実証の事例

- 通常の水田

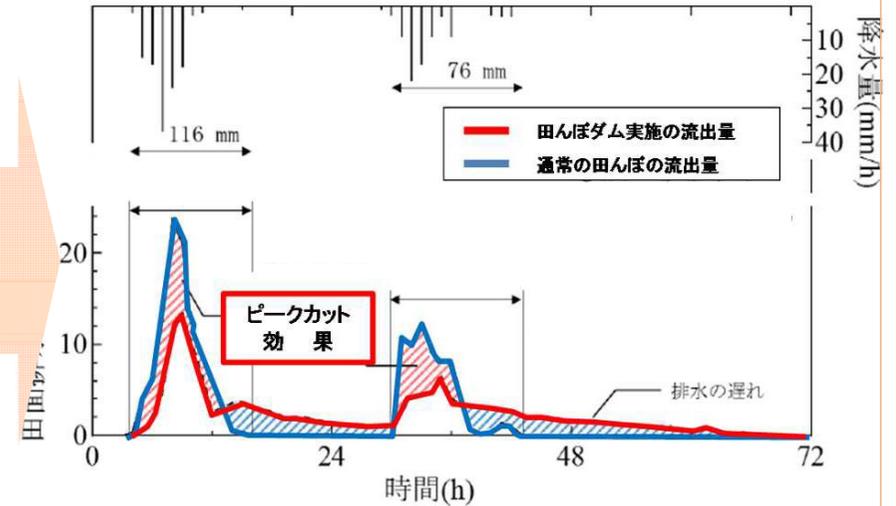


- 田んぼダムに取り組む水田



雨水貯留量UP

水田からの雨水流出のピークをカット



〔参考〕水田の整備

農業競争力強化を図るため、担い手への農地集積・集約化に向け、水田を整形・大区画化 ※ 田んぼダムの取組の基盤ともなる

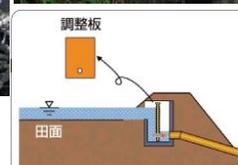
事業イメージ



多面的機能支払交付金を活用した事例（栃木県小山市）

田んぼダムの取組により、豪雨時の水田からの流出量を抑制

調整板を設置



田んぼダムの取組

○ 令和3年度、農林水産省では、水田(田んぼダム等)の持つ雨水貯留能力について調査し、その結果や田んぼダムの推進の課題等について委員会に諮り、「田んぼダムの取組 推進の手引き(マニュアル)」の作成を行っているところ。

水田の持つ多面的機能の活用に向けた検討会(案)

令和3年度 水田の持つ雨水貯留機能の活用に向けた検討会

検討項目	委員
1 水田の持つ雨水貯留機能の特性 (1) 営農・水管理との関係 (2) 雨水貯留機能向上の取組への意義	渡邊紹裕 教授(熊本大学) … 委員長 中村公人 教授(京都大学) 吉川夏樹 教授(新潟大学)
2 水田の持つ雨水貯留機能の効果 (1) 水田の基本的な雨水貯留機能の評価 (2) 水田の雨水貯留機能向上の取組の効果	桐博英 領域長(農研機構農業工学部門水理工学研究領域) 斎藤貴視 課長(岩見沢市農政部農業基盤整備課長) 橋一雅 事務局長((一社)農村振興センターみつけ)
3 普及・拡大に向けた留意点 (1) 雨水貯留機能向上に効果的な取組エリアの考え方 (2) 営農・収量等に与える影響 (3) 取組拡大のための留意点・体制整備・合意形成	農林水産省(農地資源課長、水資源課長) オブザーバー(国土交通省、土木研究所、国土技術政策総合研究所)

令和3年度 スマート田んぼダム実証事業 田んぼダムWT

農研機構農業工学研究部門(若杉上級研究員、皆川主任研究員)、新潟大学(宮津助教)、サンスイコンサルタント㈱、オブザーバー(土木研究所、国土技術政策総合研究所)

- 都道府県現地調査(全国8地区)の指導・助言
機器の設置、データ回収・整理、操作方法
- 調査結果に基づく効果の整理・分析
スマート田んぼダムほ場、従来型田んぼダムほ場、対象ほ場の支線・幹線排水路の観測・効果分析
収量、水管理労力のデータ収集・分析
- 全国の田んぼダム適地の整理・分析
効果に寄与する要因(水田面積率)を検証し、田んぼダムの適地の整理・分析
- 普及・拡大に向けた課題抽出、「田んぼダム推進の手引き」の作成
②、③から田んぼダムの留意点、体制整備、合意形成、適地の考え方等を「手引き」としてとりまとめ

スケジュール(案)

1 令和3年度 水田の持つ雨水貯留機能の活用に向けた検討会

8～9月 第1回検討会

- 水田の雨水貯留機能向上の取組状況
- 先進地区の取組み・課題等
- 実証事業進捗報告

11～12月 第2回検討会

- 留意点、体制整備、合意形成等
- 水田の持つ雨水貯留機能の特性
- 実証事業進捗報告

2～3月 第3回検討会

- 水田の雨水貯留機能向上の取組の効果
- 普及・拡大に向けた留意点
- とりまとめ

2 スマート田んぼダム実証事業 田んぼダムWT

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現地調査準備 機器設置・操作方法等	■											
現地観測				■		1期データ提出		2期データ提出				
観測結果整理・分析						■						
モデルによる効果検証			モデルデータ入手			解析モデル構築		モデルによる効果検証				
田んぼダム適地分析・整理					■		要因(水田面積率)検証		ポテンシャルマップ作成			
普及に向けた手引き策定							実証地区アンケート調査		手引き策定			
成果とりまとめ										■		

田んぼダムの取組 推進の手引き(構成素案)

序文 田んぼダムの取組の意義、現状、政策上の位置付け、手引きの目的等

第1章 田んぼダムの取組の概要

- 田んぼダムの取組とは
定義(土地収量長期計画の記載)、取組であること、遊水地ではないこと
- 田んぼダムの取組の概要
田んぼダム、スマート田んぼダムの取組の概要

第2章 田んぼダムの取組の効果

- 田面からの雨水排出量の削減効果
観測実績など(田んぼダム、スマート田んぼダム)
- 河川・排水路等の水位低減・浸水被害抑制効果
考え方、観測実績、シミュレーション結果など
- 効果への影響要因
雨の降り方、営農状況、ほ場の整備状況(畦畔・排水口等)などによって効果が異なること
- 営農への効果
田んぼダムの取組は営農への効果なし、スマート田んぼダムの取組は営農への効果

第3章 田んぼダムの取組の実施方法等

- 田んぼダムの取組の実施地域の選定
下流で浸水被害が発生、自身は浸水しない、早期排水可能、まとまった水田
- 田んぼダムの取組の実施方法
実施可能な条件(留意点)、ほ場の状況に合わせた具体的な実施事例
スマート田んぼダムの取組の操作・実施体制等

第4章 田んぼダムの取組の運用

- 田んぼダムの取組の運用
維持管理、豪雨前後の点検、体制整備
田んぼダムの取組の普及・拡大のポイント
農家から協力を得るためのポイント
取組を継続するためのポイント
事例等を含めて紹介
- スマート田んぼダムの取組の運用
自動給排水栓の操作、体制整備

参考 田んぼダムの取組の支援制度(多面的機能支払交付金、農地整備事業)

「流域治水」の取組に資する事業及び九州農政局の問合せ先

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進(「流域治水」の取組)							令和4年1月時点
項目	取組内容	事業名	流域治水の取組に資する内容	支援先	詳細(HP)	問合せ先	
流出抑制対策等 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-125.pdf	<p>・農業用ダムの洪水調節機能強化 降雨前にダムの水位を低下させ洪水調節機能を発揮、下流域の氾濫被害リスクを低減</p>	<p>国営かんがい排水事業※¹ 水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業 国営造成施設総合水利調整管理事業※² 基幹水利施設管理事業 水利施設管理強化事業</p> <p>※1、※2は直轄事業</p>	<p>放流施設の整備や堆砂対策、ダム管理システムの整備、事前放流の取組や効果検証及び治水協定を締結したダムについて、管理事業に係る国庫補助率の見直しによる支援</p>	<p>地方公共団体 (県、市町村等)</p>	<p>【国営かんがい排水事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-143.pdf 【水利施設整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-86.pdf 【国営造成施設総合水利調整管理事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-136.pdf 【基幹水利施設管理事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-84.pdf 【水利施設管理強化事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-106.pdf</p>	<p>九州農政局 農村振興部水利整備課 096-300-6476 農村振興部設計課 096-300-6394</p>	
	<p>・田んぼダム https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-131.pdf</p> <p>大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行い下流域の湛水被害リスクを低減</p>	<p>農業競争力強化農地整備事業 農地中間管理機構関連農地整備事業 国営農用地再編整備事業※¹ 農地耕作条件改善事業※² 水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業 中山間地域農業農村総合整備事業</p> <p>※1は直轄事業、※2は非公表</p>	<p>農業農村の有する多面的機能を支える活動の中で水田の雨水貯留強化の推進を図るための田んぼダムの取組みに対して支援</p> <p>田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額で助成</p>	<p>農業者等で構成される活動組織</p> <p>地方公共団体 (県、市町村)、土地改良区等</p>	<p>【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-99.pdf</p> <p>【農業力強化農地整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-90.pdf 【農地中間管理機構関連農地整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-147.pdf 【国営農用地再編整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-120.pdf 【農地耕作条件改善事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-141.pdf 【中山間地域農業農村総合整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-117.pdf</p>	<p>九州農政局 農村振興部農地整備課 096-300-6413</p> <p>九州農政局 農村振興部水利整備課 (水利施設整備事業のみ) 096-300-6476</p> <p>九州農政局 農村振興部地域整備課 (中山間地域農業農村総合整備事業のみ) 096-300-6510</p>	
	<p>・農業用ため池の活用 ため池の降雨前の水位低下や洪水吐のスリット(切欠き)設置により空き容量を確保し洪水調節機能を強化</p>	<p>国営総合農地防災事業 農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業等)</p>	<p>洪水調節のための改修や整備に併せて行う堆砂対策、洪水調節機能を強化する洪水吐きスリットの設置、廃止予定ため池の洪水調節機能を強化するための整備、湛水被害が頻発する地域における排水施設整備や区画整理等</p>	<p>地方公共団体 (県、市町村)、土地改良区等</p>	<p>【農村地域防災減災事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-96.pdf 【国営総合農地防災事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-127.pdf 【防災重点農業用ため池緊急整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-113.pdf</p>	<p>九州農政局 農村振興部防災課 096-300-6519</p>	
内水対策	<p>・排水施設の活用 降雨前の排水操作、排水機場の耐水化により機場の浸水リスクを回避し湛水被害を防止</p>	<p>水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業</p>	<p>排水施設の新設、廃止又は変更</p>	<p>都道府県</p>	<p>【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-86.pdf</p>	<p>九州農政局 農村振興部水利整備課 096-300-6476</p>	
その他	<p>・リスク管理の為に観測機器の設置 ・ハザードマップ作成 地方公共団体が行う避難対策</p>	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業</p>	<p>リスク管理の為に観測機器の設置、農業用ため池の避難対策としてのハザードマップ作成を支援</p>	<p>地方公共団体 (県、市町村)、土地改良区等</p>	<p>【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R3_hojoyo/attach/pdf/R3_hojoyo-148.pdf</p>	<p>九州農政局 農村振興部防災課 096-300-6519</p>	

流域治水の取組に資する事業の概要

(令和4年度 農村振興局関係予算 概算決定概要(令和3年12月)より抜粋)

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進します。

流域治水の取組に資する内容

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

- ・ 畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ・ 病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土層改良を実施

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

※ 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）
水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



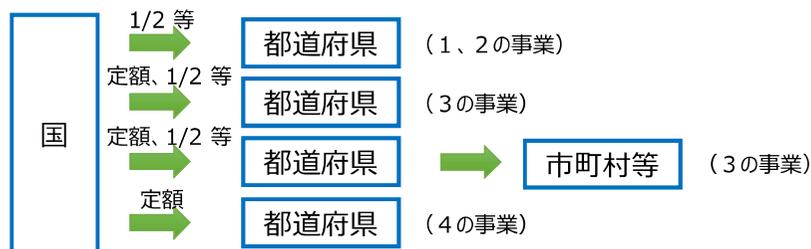
(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



水稻

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
(写真は収穫中のタマネギ)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

＜流域治水対策の推進＞【新設】

- ・ 田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・ 畦畔補強や排水路整備等について定額支援

② 実施計画策定等

工 種：計画策定 等（2年以内）

- ※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区は最大4年
- ※ 水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区の場合、定額支援（令和7年度まで）
- ※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

- ・ 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・ 対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・ 助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）	2.2%	+1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）	1.9%	+0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）	1.7%	+0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	1.4%	+0.3%（計1.7%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

＜整備前＞



＜整備後＞



大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・ 受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・ 担い手への農地集積率50%以上 等

補助率：50% 等

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用**し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構とも連携**しつつ、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進するとともに、田んぼダム**の取組、**病害虫対策等**を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・補助率：50%等

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・畦畔補強や排水路整備等について定額支援

<病害虫発生予防及びまん延防止>【新設】

- ・病害虫の発生又はまん延のおそれのある地域における土層改良の定額助成メニューを追加

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 2万5千円/10a ○実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	

注) 担い手に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算



2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

・都道府県 ・市町村 ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】
 (令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割 [令和5年度まで])

流域治水の取組に資する内容

<事業の内容>

1. 農地整備事業

対象工種：**区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等**

附帯事業：機構集積推進事業

(推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合には特別徴収金を徴収 等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定** (最大4年間)

※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援 (令和7年度まで)

<主な実施要件>

事業対象農地の**全て**について、**農地中間管理権を設定**

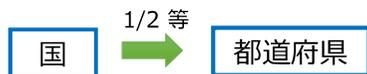
事業対象農地面積：**10ha以上 (中山間地域は5ha以上)**

(各団地：**1ha以上 (中山間地域は0.5ha以上)**のまとまりのある農地)

事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内 (果樹等は10年以内)**に向上
 (生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上)

※ 下線部は拡充内容

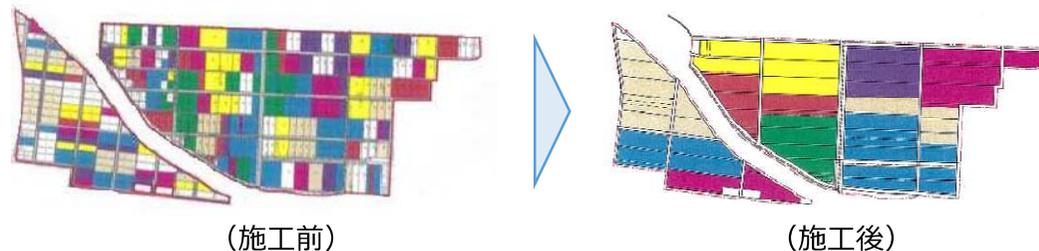
<事業の流れ>



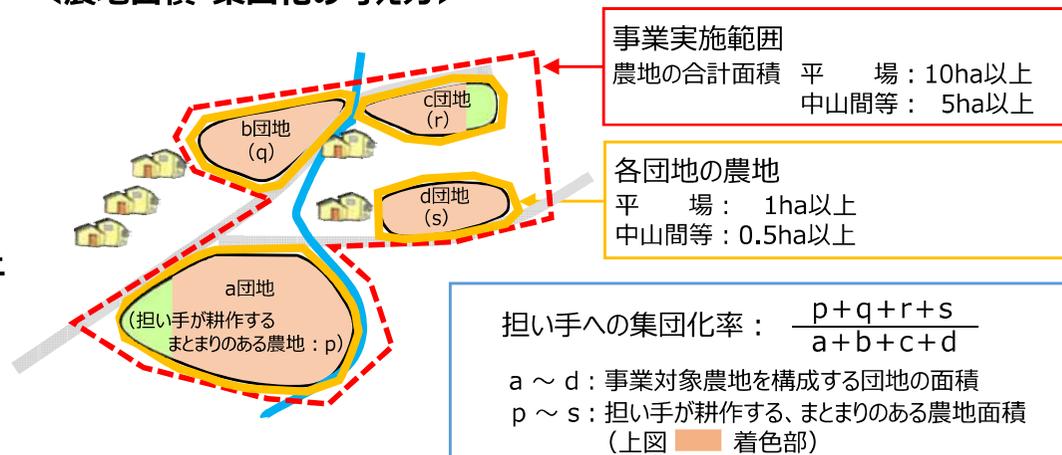
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

国営農用地再編整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 40,301 (37,240) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 19,905百万円)

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

流域治水の取組に資する内容

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割 [令和5年度まで])

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 採択要件：受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業 (中山間地域型)

- 基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
- 併せ行う事業：農業用排水施設
- 採択要件：受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業 (次世代農業促進型)

- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 採択要件：受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業 (草地整備型)

- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 採択要件：受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

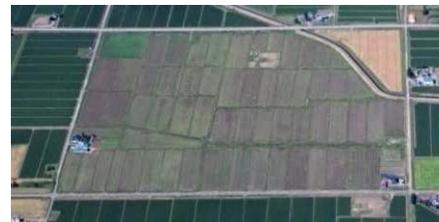
※下線部は拡充内容

<事業の実施主体>

国 (国費率：内地2/3、北海道75%)

<事業イメージ>

事業実施前



小区画で不整形な農地

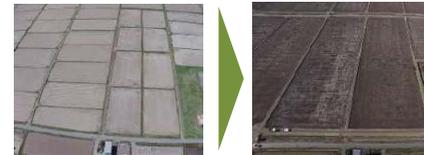
事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良 (地下かんがいシステムの導入等) を実施



農地の大区画化、排水改良



地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進



農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターン農道の整備



無人運転が可能な自動走行農機の導入

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

農地耕作条件改善事業

【令和4年度予算概算決定額 24,790 (24,790) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせる支援します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

5. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

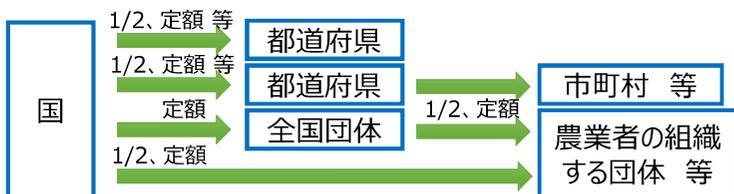
※ 農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（3の事業を除く）

【実施要件】

- ① 事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 農業者数2者以上 等

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



(1、2及び4～6の事業)

(3の事業)

【お問い合わせ先】

農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
農産局園芸作物課 (03-3501-4096)

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の導入促進に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

新たな事業型の創設

政策目的に対応し次の型を創設

- ・病害虫対策型：病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良等を支援
- ・土地利用調整型：多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

流域治水対策の推進【新設】

- ・田んぼダム推進に向けた整備及び調整経費を支援
（定額助成）畦畔補強及び排水改良（排水路整備）、調査・調整経費

維持管理省力化に向けた支援【拡充】

畦畔や法面等の草刈労力の軽減のため、

- ・幅広畦畔や法面の緩傾斜化といった基盤整備
- ・共同利用の除草機器導入

定率助成にて支援



法面の緩傾斜化



除草アタッチメント



リモコン式草刈機



無人草刈機

採択要件

- ・対象区域：農地中間管理事業の重点実施区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業費200万円以上 ・農業者2戸以上
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・使用する型によって計画策定などが要件として設定

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- （ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農道の更新整備※1
- （ソフト）1地区当たり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

定率助成※2

- （ハード）農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備
- （ソフト）ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援、条件改善促進支援 等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新

農地耕作条件改善事業（4/4） [農地整備・集約協力金]

- 基盤整備が進んだ地域に取り残された未整備農地は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、周辺の担い手に集約しやすい立地条件にあり、基盤整備によって担い手へ集約することで、地域全体として、農業生産性が一層向上することが期待される。
- 農地耕作条件改善事業の農業者の費用負担に対し、担い手への農地集積・集約率に応じて協力金を交付することにより、このような未整備農地の整備と担い手への集積・集約化を一層推進する

農家負担ゼロの基盤整備

農地整備・集約協力金

(交付金額)

農業者の事業費負担の軽減を目的として、目標年度における担い手への農地集積率に応じて交付

目標年度における担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

本協力金を活用する地区について特例ガイドラインを適用

通常のガイドライン

通常	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

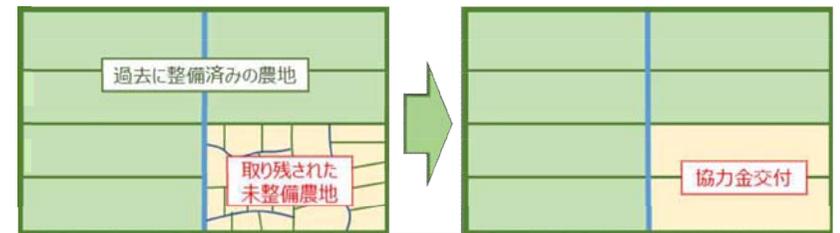
本協力金を活用する場合のガイドライン

	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	14%	22.5%	12.5%

対象事業

- ・地域内農地集積型
- ・高収益作物転換型
- ・スマート農業導入推進型
- ・病害虫対策型
- ・土地利用調整型

定率助成のハード整備



概要

実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

- 要件**：
- ・農業者3者以上、面積10ha未満（中山間地域5ha未満）
 - ・過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区に内在又は隣接する未整備農地であること
 - ・全ての事業対象農地について、①農地中間管理権を15年以上設定、②目標年度までに担い手に集積・集約すること等
 - ・事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける面積以上の経営面積を有していること（ただし新規就農者にあってはその限りではない）
 - ・事業申請日から5年以上、農地賃借料を無償又は物納とすること
 - ・本協力金と経営転換協力金を重複して交付しないこと

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 5,140 (5,683) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 1,503百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

流域治水の取組に資する内容

<事業の内容>

1. 事業内容

① 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化等

② 農村振興環境整備 (①に付帯して実施)

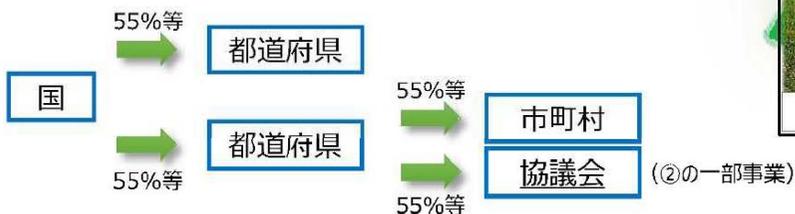
- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

2. 対象地域

農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

流域治水の取組に資する内容

【令和4年度予算概算決定額 48,702 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	内容	都府県		北海道		
		田	畑	田	畑	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	400	240	320	80	
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	40	40	20	20	
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	400		320		
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	1,000	600	700	300	
		80	80	40	40	
項目		都府県		北海道		交付金（定額）
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上		3集落以上または1,500ha以上		4万円/年・組織
		200ha以上		3,000ha以上		8万円/年・組織
		1,000ha以上		15,000ha以上		16万円/年・組織

※下線部は拡充内容 【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円

① **農業生産条件の不利な中山間地域等**において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

田: 急傾斜 (傾斜: 1/20)
21,000円/10a

畑: 急傾斜 (傾斜: 15度)
11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

② 令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち**超急傾斜農地を対象**に、

「超急傾斜地棚田加算」を新設。

※ 下線部は拡充事項

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保安全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

水利施設整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
 （令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

 流域治水の取組に資する内容

＜事業目標＞

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施
※国営又は県営施設と一体的に行う団体営施設の整備を対象に追加、突発事故復旧事業を同科目に統合
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
 - ② 田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備
4. 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進
5. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等
6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施
7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定、資産評価データの整備を実施

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

国営かんがい排水事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 105,286 (105,511) 百万円】

（令和3年度補正予算額 21,255百万円）

流域治水の取組に資する内容

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

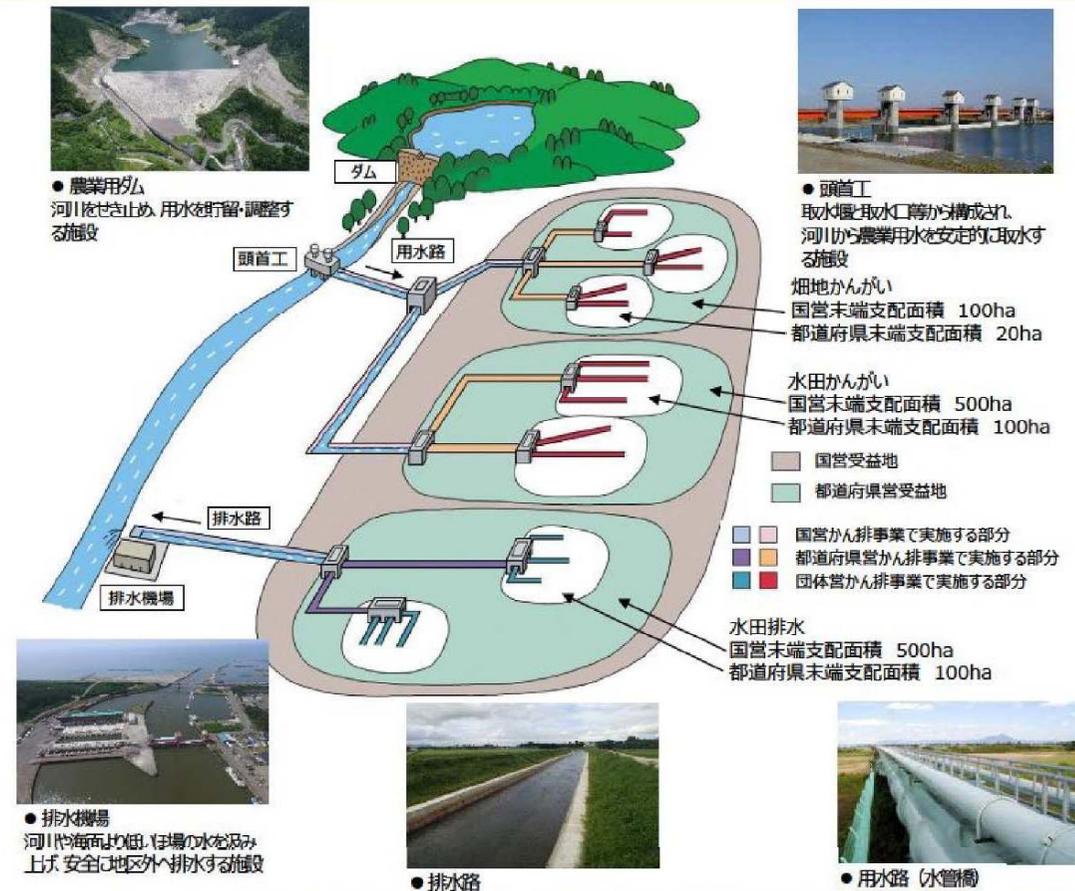
- 1. 一般型**（実施要件：受益面積3,000ha以上等）
地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備
- 2. 特別型**（実施要件：受益面積500ha以上等）
 - ・ 高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
 - ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
 - ・ **治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備**
 - ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
 - ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
 - ・ 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

※下線部は拡充内容

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%等）

<事業イメージ>



【令和4年度予算概算決定額 734（586）百万円】

<対策のポイント>

- 近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、政府は既存ダムを活用した洪水調節機能の強化に取り組んでいます。本事業は、国営土地改良事業で造成したダムの事前放流の取組効果の検証等を行うことにより、洪水調節機能の一層の強化を図ります。
- 国営土地改良事業で造成された施設に係る河川法第23条の流水占用の許可（以下、「水利権」という。）の更新協議に必要な調査等を行います。

<事業目標>

安定的な用水供給の確保

<事業の内容>

1. 洪水調節機能の強化に係る事業

現在、ダム下流域において水害発生が予想される際に事前放流※1や時期ごとの貯水位運用※2により、洪水調節のための容量を確保する取組を進めています。

本事業では、事前放流や時期ごとの貯水位運用の取組効果の検証等を行うとともに、必要に応じて運用の見直し等を行い、農業用ダムの洪水調節機能の強化を図ります。

※1 最大3日（72時間）前から、ダムの貯水位を低下させて洪水調節のための容量を確保する取組

※2 かんがい用水の補給を行う可能性が低い期間等に貯水位をあらかじめ低下させて、洪水調節のための容量を確保する取組

2. 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権は297件※あります。※令和3年8月1日現在

このうち、水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な営農状況の調査、代掻き用水等の必要水量の調査等を行います。

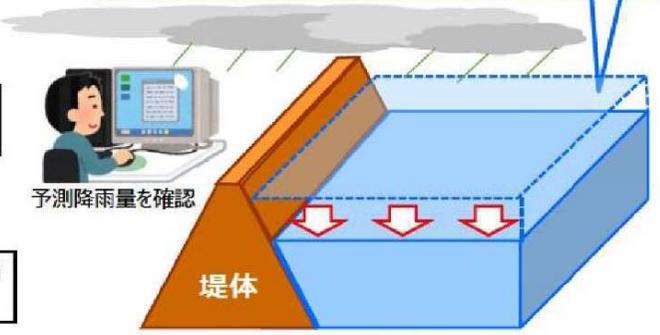
<事業実施主体> 国（国費率：10/10）

<事業イメージ>

地方局別農業用ダムの数（計135カ所）

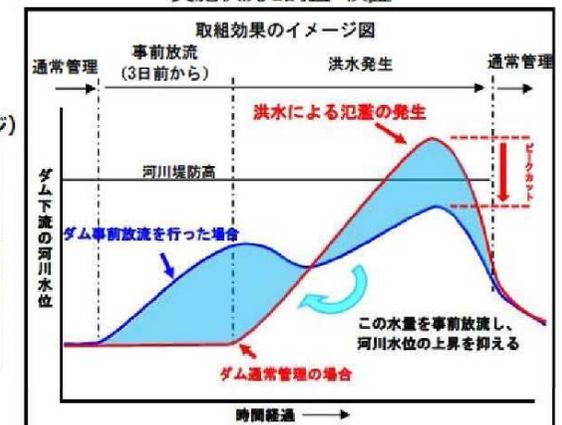


予測降雨量（気象庁配信）が、ダムごとに設定された基準降雨量以上であるときに事前放流を実施。



実施状況を調査・検証

※1事前放流の状況（イメージ） ※2時期ごとの貯水位運用（イメージ）



<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、**公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設**について、**国が維持管理に係る経費の一部を助成**し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型 (国庫補助率：30% (治水協定を締結したダムは1/3))

次の要件全てに該当する、ダム、頭首工、用水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000 (地盤沈下地帯にあっては500) ha 以上、畑を受益とするものにあつては300 (地盤沈下地帯にあっては100) ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ **施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設**

2. 特別型 (国庫補助率：40%又は1/3)

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



(ダム)



(頭首工)



(用水機場)



(排水機場)



(排水樋門)



(排水分水ゲート)



(幹線水路)



(防潮水門)

<事業の流れ>



<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1.の施設を除く）

【対象経費】

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
 ※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

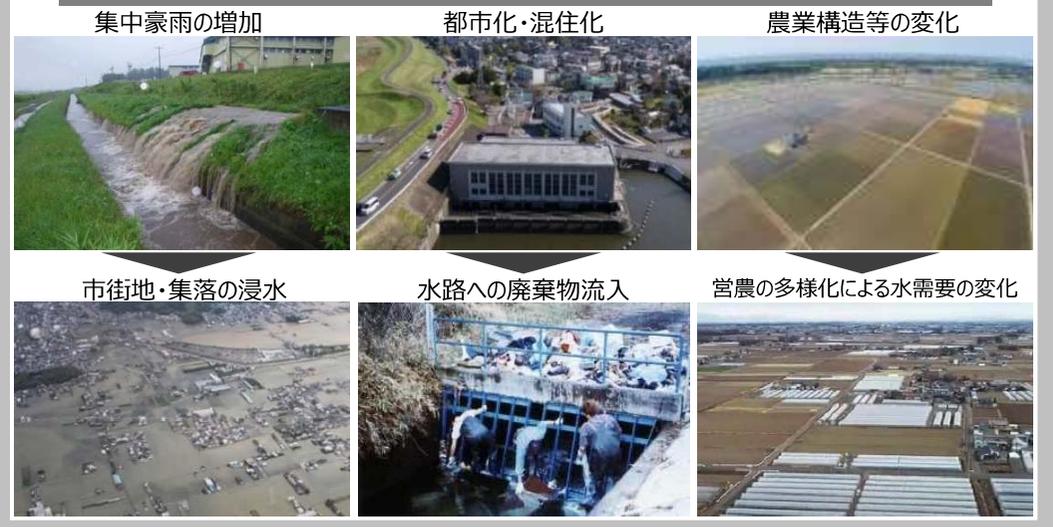
※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮



流域治水の取組に資する内容

<対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

3. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策を推進します (農業者の申請によらず国の判断で実施可能)。

4. 防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策

大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
 [令和12年度まで]

【採択基準】受益面積3,000ha以上、末端支配面積300ha以上 等

<事業実施主体>

国 (国費率：農林水産省 2/3、北海道75%)

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



農村地域防災減災事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 40,725 (44,909) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 42,431百万円)

流域治水の取組に資する内容

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等

- ため池の洪水調節機能を強化するための整備
- 湛水被害が頻発する地域における調査・計画策定、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等

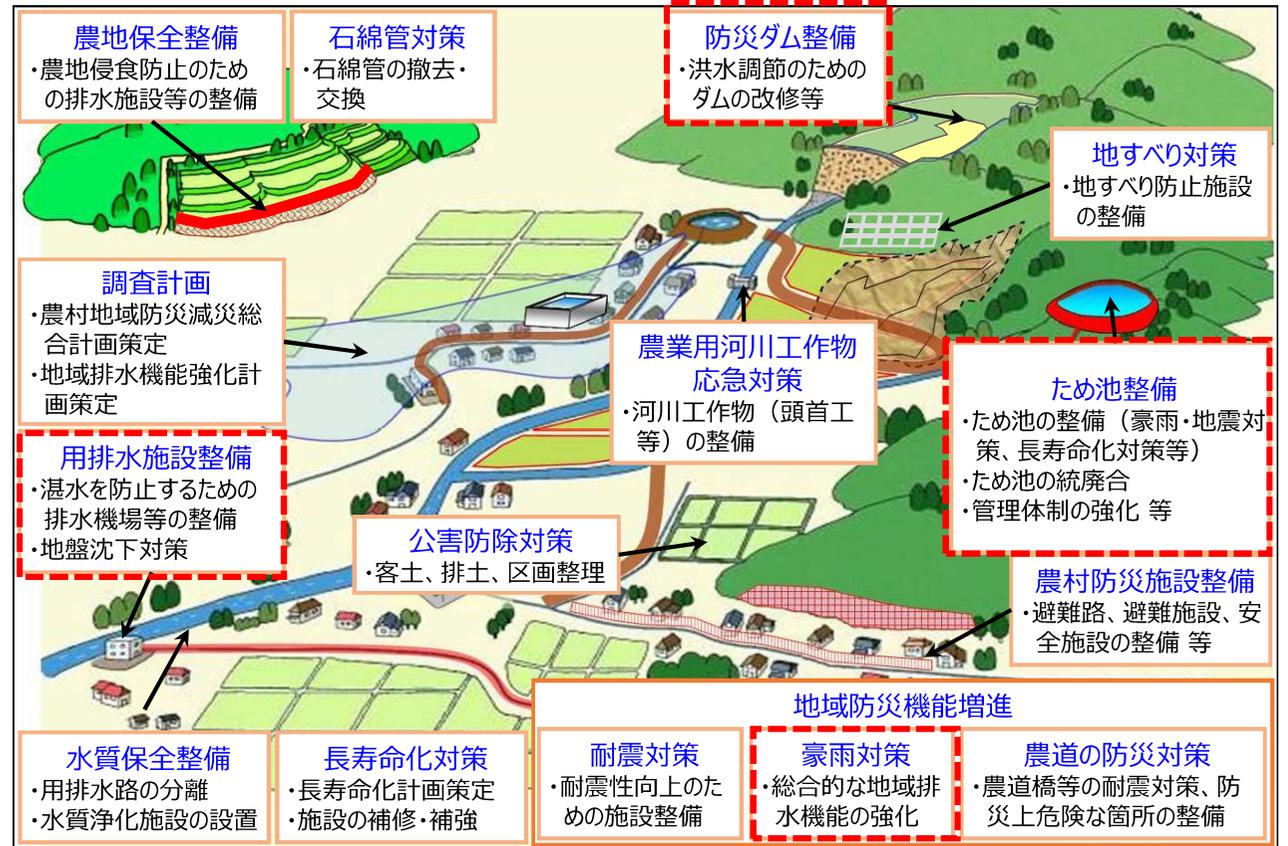
※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

防災重点農業用ため池緊急整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 40,725 (44,909) 百万円の内数】
(令和3年度補正予算額 42,431百万円の内数)

流域治水の取組に資する内容

<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**(令和13年3月まで)における以下の対策を支援します。

1. ハード対策(補助率:50%等)

① **ため池の改修、附帯施設の整備等(総事業費4千万円以上)**

② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの※**」については補助率55%で支援

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

③ ①に併せ行う堆砂対策(堆砂率がおおむね10%以上のもの、**洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等**)

2. ソフト対策(定額)

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



整備前



整備後



整備前



整備後



劣化状況評価



地震耐性評価



豪雨耐性評価

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。（埋立によるため池廃止を定額助成の対象に追加）
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 浄化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。（サポートセンターは定額補助(10百万円まで)又は50%補助(20百万円まで)）

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2人以上、
工事期間3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

土地改良法の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- 農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施するとともに、**農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。**
- 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、**防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実施についての支援体制を構築する必要がある。**
- 小規模な土地改良区が、農村地域の実情に合わせた持続的な管理体制へ移行する場合に、**施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要がある。**

2. 法律案の概要

(1) 急施の防災事業の拡充

- 国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない**防災事業の対象※1に、農業用排水施設の豪雨対策を追加**

※1 現行は地震対策のみが対象 (第87条の4及び第96条の4関係)

(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

- 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、**農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象※2に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加**

※2 現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象
(第87条の3及び第88条関係)



(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

- 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の事業に以下を追加
 - ① 全国土地改良事業団体連合会が、**長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること**
(第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係)
 - ② 土地改良区等からの委託を受けて**土地改良事業の工事を行うこと**
(第111条の9関係)

(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

- 土地改良区が、**一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設**
(第76条から第76条の16まで関係)

3. 施行期日

令和4年4月1日 [ただし、(4)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日]